

No.4

子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について（案）

児童家庭部 保育課

子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準（案）

1. 子どものための教育・保育給付の支給認定について

子ども・子育て支援新制度では、就学前の子ども一人一人につき「保育の必要性があるか、保育は1日につき何時間の利用か」等の認定を市町村が行い、認定証を交付することとなります。

認定証を受けた保護者は、原則、保育の必要がない場合は直接施設へ、保育の必要がある場合は市町村へ利用を申込むこととなります。

【認定の区分】

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	認定こども園・幼稚園
	あり	2号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所
		2号認定（保育短時間）	
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業
		3号認定（保育短時間）	

※1 ただし、保育の必要性ありの事由があっても、保護者の希望により、1号認定を受けて幼稚園等を利用することもできます。

※2 認定こども園は、平成26年度現在、野田市内には開設されておられません。

※3 地域型保育事業は、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問保育事業・事業所内保育事業の4種型を総称し、事業者からの申請により野田市が認可するものです。

2. 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準（案）とその考え方

平成26年6月1日現在、国の府省令等が交付されていないため、平成26年1月15日現在の国の資料（子ども・子育て会議）を基に基準案を作成しました。現時点で「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が示されていないことから、本件については全ての項目をパブリック・コメント手続の対象といたします。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べあわせて、良い方を採用すること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

以下は、支給認定基準に関する現時点での国の基準と野田市の基準（案）となります。

項目	国の示す基準の内容	市の方針（案）
保育の必要性の事由	<p>児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）など基本的にすべての形態を含む就労に対応。ただし、一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間もないこと</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること</p> <p>④同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること</p> <p>⑥求職活動（起業準備を含む）</p> <p>⑦就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	国の基準に従う

項目	国の示す基準の内容	市の方針（案）
保育の 必要量	<p>○保育標準時間：1日11時間まで（就労時間の下限は、1週当たり30時間程度）</p> <p>○保育短時間：1日8時間まで（就労時間の下限は、1月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める）</p>	<p>《野田市の基準案》</p> <p>○保育標準時間：1日11時間まで（就労時間の下限は、1週当たり30時間程度）</p> <p>○保育短時間：1日8時間まで（就労時間の下限は、1月当たり64時間とする）</p> <p>《野田市の考え方》</p> <p>保育短時間の就労時間の下限については、現行の保育所入所選考基準表の「1日4時間かつ週4日以上」を条件とすると、1月当たり64時間となることから、その時間数を適用し、1月当たり64時間とする。</p>
優先利 用等	<p>調整指数等により、優先利用を可能とする。 優先利用の例示は以下のとおり。</p> <p>①ひとり親家庭</p> <p>②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）</p> <p>③虐待やDVのおそれがある場合</p> <p>④育児休業明け</p> <p>⑤兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p>⑥その他市町村が定める事由</p> <p>それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討、運用する。</p> <p>※このほか、選考の際に、保護者の疾病・障がいの状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮すること</p>	<p>国の基準に従う</p>